



● ヘルメットを着用

自転車乗用中の事故による被害を軽減させるため、自転車に乗車する場合には、乗車用ヘルメットを着用するように努めなければなりません。



【法 63 条の 11】

※ 京都府では、自転車同乗未就学児の安全確保を図るため、自転車利用者は、道路において小学校就学の始期に達するまでの者を自転車の幼児用乗車装置に乗車させるときは、当該者に乗車用ヘルメットをかぶらせなければなりません。

【府条 12 条第 1 項】



【罰則】 なし

注目： 令和 4 年 4 月 27 日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務が規定されました。（施行日：令和 5 年 4 月 1 日（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定））